

塩谷町告示第6号

塩谷町ふるさと納税推進実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和6年1月23日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町ふるさと納税推進実施要綱の一部を改正する告示

令和6年1月23日

告示第1号

塩谷町ふるさと納税推進実施要綱(平成27年告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特産品の贈呈)</p> <p>第5条 町長は、寄附者が次の各号に掲げるいずれにも該当する場合に、寄附金額の3割以下の金額(消費税額を含む。)の特産品_____を贈呈するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、贈呈しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業者)</p> <p>第6条 特産品を提供する事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(特産品の贈呈)</p> <p>第5条 町長は、寄附者が次の各号に掲げるいずれにも該当する場合に、寄附金額の3割以下の金額(消費税額を含む。)の特産品(<u>栃木県共通返礼品を含む。</u>)を贈呈するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、贈呈しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業者)</p> <p>第6条 特産品を提供する事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。<u>ただし、町長が特別に認めた場合を除く。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <p>(略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

ふるさと納税（寄附）受領証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

寄附金額	金	円也
------	---	----

上記の寄附金を 年 月 日付けで受領いたしました。

年 月 日

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3

塩谷町長



※この受領証明書は、所得の申告の際、所得税及び住民税の控除に必要な書類となりますので大切に保管してください。